

# 外国特許トピックス

2014年7月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 1. 欧州特許情報 - 欧州特許庁における新しい枠組みの開始

欧州特許庁において本年2014年7月より“Early Certainty from Search”と名付けられた新しい枠組みが開始されます。本枠組みの狙いは出願中の特許について、調査の早期の段階から法的安定性を確保しようというものと思われ、欧州特許庁の発表によれば、この新しい枠組みの下、欧州特許庁は以下のような目標を掲げています。

- ・ 欧州特許庁は全ての欧州特許出願についてサーチレポート及び特許性に関する見解を出願日から6ヶ月以内に発行することを目標とする。
- ・ 既に実体審査が開始された案件は新規案件に優先して処理を行い、開始された審査の完遂を優先する（先入れ先出し方式の徹底化）。
- ・ 特許性について肯定的な見解が発行された出願は特許処分を迅速に行うこととする。
- ・ 自身を特定した第三者による、裏付けのある証拠に基づく情報提供があった場合は、他に優先して審査を行うこととする。
- ・ 異議申立手続や欧州特許の限定、取消の請求等についても他に優先して処理を行う。

欧州特許庁は今回の枠組み“Early Certainty from Search”について、「特許出願に対して適時的なサーチレポート及び特許性に関する見解の発行が確実にされることで、欧州で特許による保護を追求する会社や発明者に資することとなり、彼らの特許戦略のために適切な判断基礎を早期に提供することになる。また、手続の早期の段階で先行技術と特許性の概観を提供することにより、欧州の出願中の特許の権利の透明性をより高めることで、一般社会にも貢献するものである」とその意義を説いています。ただし、現地代理人からの通信を見ると、「大多数の出願人にとって望ましい枠組みであることに間違いはないだろうが、この枠組みでは特許出願をできるだけ長期間にわたってペンディング状態にしておくというこれまでの戦略が台無しになるかもしれない」という見方もあるようです。

## 2. PCT情報 - PCT規則改正（施行日：2014年7月1日）

2013年10月のPCT同盟総会で採択されたPCTの規則改正が2014年7月1日から施行されました。今回の改正点は以下の通りです。

### ① 国際予備審査機関のトップアップ調査の導入（規則66.1の3）

トップアップ調査とは、国際調査報告を作成した日の後に発行された又は国際予備審査機関が調査のために利用可能となった文献を発見するための調査です。トップアップ調査の目的は国際調査報告作成時において未公開である文献やデータベースへの蓄積が遅れたため調査できない文献を発見して国際予備審査の質を高めることにあります。トップアップ調査は調査が何ら有益な目的に資しないと考えるものでない限り行うものとされていますが、発明の単一性違反等所定の事由を有すると認められる場合は当該国際出願のうち国際予備審査の対象となる部分について行うこととされています。トップアップ調査の対象となるのは、2014年7月1日以後に予備審査請求された国際出願です。

### ② 国際調査機関の見解書等の国際公開時の公表（規則44の3 - 削除）

これまでは国際事務局、国際調査機関の守秘義務を定める規則44の3の規定により国際調査機関が作成する見解書は、優先日から30ヶ月が経過するまで公開されませんでした。規則44の3が全文削除されたことにより、2014年7月1日以後に出願された国際出願については、当該国際出願の国際公開に合わせて、原文の言語でWIPOのウェブサイト上で閲覧可能となります。また、国際調査機関の見解書に対する出願人の非公式コメントも上記と同様に閲覧可能となります。

以上